

全建事発第 034 号  
令和 2 年 5 月 22 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公 印 省 略〕

緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和 2 年 5 月 21 日）に伴う  
工事及び業務の対応について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 21 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、施工中の工事等における対応につきましては、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について」（令和 2 年 5 月 18 日付全建事発第 028 号）等の内容を踏まえ、引き続き適切な対応を行うよう、国土交通省から地方公共団体宛に別添のとおり通知を行った旨の連絡がありました。

また、国土交通省直轄事業における、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除(令和 2 年 5 月 21 日)後における工事及び業務の対応についても、併せて参考送付されています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

(参考)

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、土地・建設産業局の建設業に係る各種通知は、以下に掲載されており、情報は随時更新されます。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

以 上

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp